

# おおいた防災VR視聴用ヘッドマウントディスプレイ等貸出要綱

## (目 的)

第1条 この要綱は、県が制作した「おおいた防災VR（以下「VR」という。）」の視聴用ヘッドマウントディスプレイ及び各コンテンツ（災害種別）を収録したDVDソフト（以下「HMD等」という。）の貸出に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (用 途)

第2条 HMD等は、住民の防災意識の醸成及び避難行動の向上を目的として、県、市町村、消防本部（局）、学校、自治会（自主防災組織）、及び企業などの各種団体（以下「各種団体」という。）が実施する防災訓練や各種イベント等（以下「防災訓練等」という。）で使用するために、供するものとする。

## (貸出対象)

第3条 HMD等の貸出は、各種団体を対象とする。

## (無償貸出)

第4条 HMD等の貸出は、第11条に掲げる費用を除き、無償とする。

## (所有機関及び台数)

第5条 HMD等を所有する県の機関（以下「県所有機関」という。）は、以下のとおりとする。

- 県生活環境部防災局防災対策企画課：6台
- 県東部振興局：4台
- 県中部振興局：4台
- 県南部振興局：4台
- 県豊肥振興局：4台
- 県西部振興局：4台
- 県北部振興局：4台

## (貸出手続)

第6条 HMD等の使用を希望する各種団体は、籍を置く管内の県所有機関へ電話等による事前確認のうえ、貸出の日の7日（開庁日）前までに「HMD等借受申請書（様式第1号）」を提出するものとする。

- 2 県所有機関は、HMD等の貸出を決定したときは、「HMD等貸出決定（変更）通知書（様式第2号）」を各種団体に速やかに通知し、当該各種団体から「HMD等借受書（様式第3号）」及び「身分証明書（運転免許証、健康保険証など）の写し」を徴さなければならない。
- 3 各種団体が希望する場合等は、各コンテンツを収録したDVDソフトを貸出すものとする。この場合、様式第1号の特記事項にその旨を記載のうえ申請するものとする。
- 4 HMD等の貸出及び返還は、原則として県所有機関で行うものとする。ただし、県と各種団体との間で協議のうえ行う場合は、この限りではない。

## (貸出期間)

第7条 HMD等の貸出期間は、原則として3日間とする。ただし、住民の防災意識の醸成及び避難行動の向上を目的とした訓練等を実施する期間を考慮し、県所有機関が認める場合は、この限りではない。

- 2 県所有機関は、HMD等の効果的な活用のため必要と認めるときは、「HMD等貸出決定（変更）通知書（様式第2号）」を当該各種団体へ通知することにより、貸出期間を変更することができるものとする。
- 3 県所有機関は、前項の通知にあたり、当該各種団体から変更前の通知により既に「HMD等借受書（様式第3号）」を徴しているときは、新たに提出を求めないものとする。

#### （HMD等の操作等）

- 第8条 HMD等の操作や体験者の状況注視等は、各種団体が行うものとする。ただし、県所有機関が特に必要と認める場合は、この限りではない。
- 2 県所有機関は、貸出の際、必要に応じて各種団体に操作の説明等を行うものとする。なお、HMDを貸出す場合は「（別紙）HMD簡易マニュアル」を提供するものとする。

#### （体験者数の実績報告）

- 第9条 各種団体は、体験者数の実績について、使用后7日（開庁日）以内に「おおいた防災VR使用実績報告書（第4号様式）」により、借り受けた県所有機関あて報告するものとする。（メール、FAX可）

#### （転貸等の禁止）

- 第10条 各種団体は、HMD等を第三者に転貸又は営利目的のための行為に使用してはならない。
- 2 各種団体は、HMD等の現状を変更してはならない。
  - 3 各種団体は、HMD等から各コンテンツを複製してはならない。

#### （費用の負担）

- 第11条 各種団体は、使用後のHMDの充電に係る費用を負担するものとする。
- 2 前項に掲げるもののほか、貸出期間中に発生した費用（修繕費等）の負担については、その都度協議するものとする。

#### （借受者の義務）

- 第12条 各種団体は、貸出期間中、常に善良な注意をもってHMD等を維持管理するものとする。
- 2 各種団体は、事故又は故障が生じたときは、直ちにその旨を県所有機関に報告するものとする。
  - 3 各種団体は、HMDの充電を完了（100%）したうえで、県所有機関に返還するものとする。

#### （事故等の責任）

- 第13条 HMD等の貸出期間中に生じた事故等についての責任は、各種団体が負うものとする。

#### （貸出決定の取消）

- 第14条 県所有機関は、各種団体がこの要綱の規定に違反したときは、第6条第2項及び第7条第2項による決定を取消し、HMD等の返還を命ずることができるものとする。

#### （返還手続）

- 第15条 各種団体は、HMD等の使用が完了したとき又は前条の規定により返還を命じられたときは、県所有機関に返還しなければならない。
- 2 県所有者は、第6条第2項で各種団体から提出を受けた身分証明書について、HMD等の返還を受けた際に確実に破棄しなければならない。

#### 附 則

この要綱は、令和2年10月5日から施行する。